

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、平成21年12月4日に施行された金融円滑化法に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、本支所の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様に対し、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせ致します。

以上

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
藤島支所	山形県鶴岡市藤波4丁目105番2	信用課融資係	0235 -64-5837
温海支所	山形県鶴岡市湯温海字湯之里284番地	信用課融資係	0235 -43-3411
新余目支所	山形県東田川郡庄内町余目字土堤下36番1	信用課融資係	0234 -43-4422
立川支所	山形県東田川郡庄内町狩川字小野里54番地	信用課融資係	0234 -56-2133
三川支所	山形県東田川郡三川町大字横山字袖東18-2	信用課融資係	0235 -66-2323
羽黒支所	山形県鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰9番地の5	信用課融資係	0235 -62-2143
櫛引支所	山形県鶴岡市三千刈字藤掛18番地	信用課融資係	0235 -57-2150
朝日支所	山形県鶴岡市下名川字落合7番地	信用課融資係	0235 -53-2512
本所	山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1	信用部融資課	0235 -64-4926

(ご相談受付時間:9時~17)

金融円滑化にかかる基本的方針

庄内たがわ農業協同組合

平成 22 年 1 月 26 日制定

平成 25 年 4 月 26 日改定

当 J A 庄内たがわ（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員、部長・支所長を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 金融事業本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

この変更は、平成 25 年 4 月 1 日に遡及し、実施する。

